

気候変動をめぐる国際動向

2021年2月3日

外務省 国際協力局 気候変動課長

大高 準一郎

気候変動に関する国際枠組み（枠組条約、京都議定書、パリ協定）

国連気候変動枠組条約

- 1992年5月に採択、1994年3月に発効。締約国数：197か国・機関
- 目的：大気中の温室効果ガス（CO₂、メタンなど）の濃度安定化。
- 先進国・途上国の取扱いを区別（「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」）
 - ✓ 附属書Ⅰ国＝温室効果ガス削減目標に言及のある国（先進国及び市場経済移行国）。
（注：削減義務そのものはない。）
 - ✓ 非附属書Ⅰ国＝温室効果ガス削減目標に言及のない途上国。
 - ✓ 附属書Ⅱ国＝非附属書Ⅰ国による条約上の義務履行のため資金協力を行う義務のある国（先進国）。



京都議定書（2020年までの枠組み）

- 1997年12月に京都で採択、2005年2月に発効。締約国数：192か国・機関。
- 排出削減義務
 - ✓ 附属書Ⅰ国に対し、温室効果ガス排出を1990年比で2008年から5年間で一定数値削減することを義務付け（附属書B）。非附属書Ⅰ国（途上国）には削減義務を課さず。
 - ✓ 第一約束期間（2008～2012年）：日本－6%、米国－7%、EU－8%
 - ✓ 第二約束期間（2013～2020年）：EU－20%、日本は参加せず。
- 米国は、署名はしたものの未締結。（カナダは2012年12月に脱退。）



パリ協定（2020年以降の枠組み）

- 2015年12月のCOP21において、全ての国が温室効果ガス排出削減等の気候変動の取組に参加する枠組みとして、「パリ協定」を採択。

パリ協定の発効

- 2015年12月 **パリ協定採択** 第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）
- 2016年4月 **同協定署名式**（国連本部） ✓日本を含む175の国・地域が署名
- 2016年11月 **パリ協定発効**
- ◆ 署名・締結の状況（2021年1月13日時点）
締約国：189か国・地域（全世界の排出量の約8割をカバー）
※日本は2016年11月8日に締結。米国は2020年11月4日に脱退の効力発生。本年1月20日に復帰表明。

パリ協定の意義

- ✓ 京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。
- ✓ 先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス排出削減に向けて削減目標（NDC＝国が決定する貢献）を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定。
- ✓ 世界共通の長期目標として産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。【2条】
- ✓ 今世紀後半に温室効果ガス排出実質ゼロを達成することを目指す。【4条】

パリ協定の主な内容

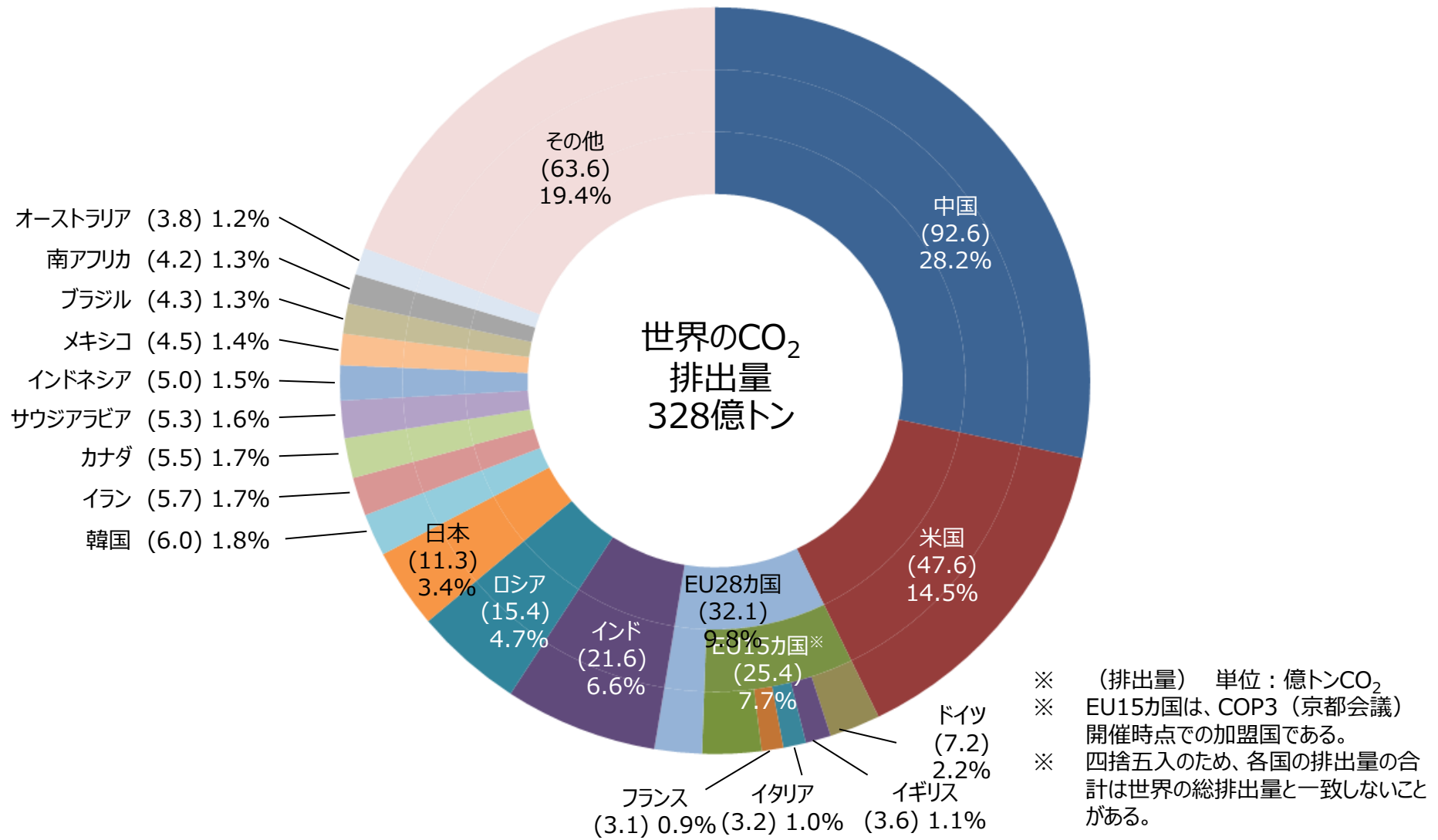
（1）締約国に課された主な義務

- ✓ **NDC（削減目標）**：主要排出国を含む全ての国が削減目標（NDC＝国が決定する貢献）を5年ごとに提出・更新。【4条】
- ✓ **進捗報告**：全ての国が排出量と目標達成に向けた進捗を2年ごとに提出。これらの報告がレビューを受けることで取組の透明性を高める。【13条】
- ✓ **気候資金**：先進国は途上国を支援するために資金を供与（**先進国のみの義務**）。また、他の締約国も任意に資金を提供することが奨励される。【9条】

（2）その他

- ✓ 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する（グローバル・ストックテイク）。【14条】

世界のエネルギー起源CO₂排出量 (2017年)



出典：IEA「CO₂ EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION」2019 EDITIONを元に環境省作成

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)

概要

- 日時: 2021年11月1日(月)～12日(金)
- 場所: 英国(グラスゴー)
- 議長: アロク・シャルマ COP26議長(専任)
- 重点分野: 議長国の英国は, クリーンエネルギーへの移行, クリーンな輸送, 自然に基づくソリューション, 適応と強靱性, 気候資金の5点を掲げている。

(注: 本会議は2020年11月9～20日に開催予定であったが、COVID-19の影響により延期された。)



UN CLIMATE
CHANGE
CONFERENCE
UK 2021

IN PARTNERSHIP WITH ITALY



アロク・シャルマCOP議長(専任)

予想される主要論点・テーマ

- パリ協定6条市場メカニズム(注1)に関する実施指針(COP24、25で未合意)の採択や、パリ協定13条透明性枠組み(注2)の報告表の採択等が主要な課題。
- 2025年以降の新たな資金目標の検討(注3)が開始されることから、気候資金も大きな論点となる見込み。
- 2020年は各国がNDC(パリ協定に基づく温室効果ガス排出削減目標)を再提出することとなっているため、気候変動対策の各国の「野心」も大きな議論となる予定。

(注1)市場メカニズム: 排出削減成果の国際移転に関するメカニズム

(注2)パリ協定下の締約国の排出量やNDC達成にむけた進捗等の報告制度

(注3)先進国による途上国への支援目標。現在の公約では、先進国は全体で2020年に年間1000億ドルの資金動員目標を達成し、それを2025年まで継続することとなっている。

国際的な取組

◆ 削減目標

・2015年7月、2030年度に2013年度比26%削減（2005年度比25.4%削減）との目標を含む「国が決定する貢献案（INDC：Intended Nationally Determined Contribution）」を国連に提出。我が国のパリ協定締結（2016年11月）に伴って「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」と位置付けられた。

・2020年3月、NDCを提出し、「地球温暖化対策計画」の見直しに着手すること、また、その後の削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定と整合的に、更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指し、次回のパリ協定上の5年ごとの提出期限を待つことなく実施する旨を表明。

◆ 途上国支援

・2015年11月に官民あわせて年間約1.3兆円の途上国における気候変動対策事業の実施を2020年に行うことを内容とする「美しい星への行動2.0（ACE 2.0）」を発表。

・途上国の温室効果ガス削減及び気候変動の影響への対処を支援する「緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）」に最大30億ドルの拠出を表明。

◆ 二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）

・途上国への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献すると共に、日本の削減目標の達成に活用。本制度を、これまでインドネシア、ベトナム等の17か国と構築済み。

国内における取組

◆ 2050年までの温室効果ガス実質排出量ゼロ

・菅総理は、2020年10月の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。12月には、グリーン成長戦略をとりまとめ、野心的なイノベーションに挑戦する企業を今後10年間を通して継続して支援するための2兆円の基金の創設や、税制の活用方針を示した。

◆ 地球温暖化対策

・2030年の削減目標達成のための対策・施策を定めた「地球温暖化対策計画」を策定（2016年5月閣議決定）。

◆ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

・環境と経済成長との好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定（2019年6月閣議決定）。この実施のため、革新的環境イノベーション戦略を策定（2020年1月）。

総論

- バイデン大統領は、気候変動対策を、コロナ対策、経済回復、人種平等の**重要課題の一つとして重視**。コロナと気候変動対策を絡めた「**より良い復興**（Build Back Better）」がキーワード。
- 国内では持続可能なインフラの整備、クリーンエネルギー促進、雇用創出を進め、**国際的には世界を主導し、各国に更なる取組を求める方針**。

外交

- 遅くとも**2050年までに温室効果ガス実質ゼロ排出を達成**。
- **米国のパリ協定復帰にとどまらず、世界を主導し、中国を含む各国に更なる取組を求める**。（気候サミット前にNDC（削減目標）を提出する意向を表明。）
- 4月22日に主要排出国を集めた**気候サミットをオンラインで開催**。
- 国内外の**化石燃料関連補助金廃止**を追求。
- 炭素国境調整措置を導入。
- 中国が石炭火力発電事業の海外進出支援により国外に汚染を広げることをやめさせる。

投資・雇用

- 任期1期目の**4年で、総額2兆ドルをインフラ・クリーンエネルギー分野に投資**。（参考：オバマ政権下、金融危機後の経済対策では、約900億ドルがクリーンエネルギー関連投資）
 - 米国民に、**良質の新規雇用を創出**。新規雇用において、労働組合の組織（より良い条件の要求）を支援。中間層の拡大を目指す。
- ※ 予算は法案として連邦議会で審議されるため、実現には議会の支持が必要。

国内規制

- **小型・中型自動車の100%電化**、
- **2035年までの電力部門脱炭素化**、
- **2030年までの新築全商業ビルをゼロエミッションとする基準の設定**、
- **公有地・公水面における新規石油・ガス採掘許可の禁止**、
- **企業による情報開示**、
等について、立法と行政権限により実現を追及。

欧州グリーン・ディールについて

European Green Deal (EGD)

- 2019年12月、フォン・デア・ライエン欧州委員長が欧州グリーン・ディールを発表。
- **2030年55%以上（1990年比）への削減目標引上げと2050年までの実質排出ゼロを気候法案で法制化。**
- グリーン・ファイナンスとクリーン技術で世界をリードするための新産業戦略を策定。
- コロナ復興予算として、EU 7か年予算（多年度財政枠組）及び復興基金で計1.8兆€の内、30%以上を気候関連に充て、経済復興と併せて、気候変動対策を推進。

【EUグリーン・ディールの個別施策】



財政出動

● 7か年予算

総額約1.1兆€から
気候変動対策へ
相当額を支出予定

● 復興基金

約7500億€の37%を
気候変動対策へ充当
(約35兆円)

① 欧州気候法案 (2020年3月発表、審議中)

温室効果ガス排出削減目標の2030年40%削減から55%以上削減（いずれも1990年比）への引上げと2050年温室効果ガス実質排出ゼロの達成を法制化。

② 新産業戦略 (2020年3月発表)

欧州の産業競争力の維持、2050年温室効果ガス実質排出ゼロ達成、デジタル化の3本柱で構成。

③ グリーン・ファイナンスの推進、国内関係法令・制度の整備

持続可能な欧州投資計画に基づき、環境目的の投資を促進。
グリーン・ディールの推進に必要な関連法制の見直しを実施。

中国の削減目標

- 中国は、2015年に、「2030年前後にCO2排出量のピークを達成し、ピークを早めるよう最善の取組を行い、2030年にGDP当たりCO2排出量で-60～-65%（2005年比）」旨の削減目標（NDC）を策定して国連に提出。
- また、習近平・中国国家主席は、2020年の国連総会一般討論演説において、「2030年までに二酸化炭素排出をピークアウトし、2060年までに炭素中立を達成することを目指す」旨を表明。
- 加えて、2020年12月12日に開催された気候野心サミットにおいて、上記NDCについて、「2030年にGDP当たりCO2排出量を-65%以上（2005年比）とする」旨を表明し、NDCを引き上げる意向を示している。

ご清聴ありがとうございました

公式Twitter
@CCMofa_Japan

外務省HP「気候変動」

外務省 気候変動課
@CCMofa_Japan
Official account of Climate Change Division of Japan's Foreign Ministry. RT not endorsement. 外務省気候変動課の公式アカウント。COPをはじめ、主に気候変動外交に関する情報等を発信・紹介。RTは賛意の表明とは限りません。
Tokyo, Japan
mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ka...
2011年11月に登録

ツイート 14,288 フォロー 135 フォロワー 7,362 その他

固定されたツイート
外務省 気候変動課 @CCMofa_Japan · 11月12日
COP25 に向けて、NGOの皆様と意見交換を行いました🙏
意見交換の場においては、最近の #気候変動 問題を巡る動向について、出席者から活発な意見が出されました👏

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

English Other Languages

Google カスタム検索 検索 文字サイズ変更

外務省について | 会見・発表・広報 | 外交政策 | 国・地域 | 海外渡航・滞在 | 申請・手続き

トップページ > 外交政策 > QDAと地球規模の課題 > 気候変動

気候変動

英語版 (English)

ツイート いいね! 6 メール

@CCMofa_Japan

動画：気候変動問題に取り組む島しょ国への日本の協力
[日本語] [英語] [アラビア語] [中国語] [フランス語] [ドイツ語] [ヒンディー語] [韓国語] [ポルトガル語] [スペイン語]

特別企画：「動画提供に寄せる外務省気候変動課の思い」
上記画像をクリックの上、ぜひご覧ください。

気候変動外交

気候変動問題は、一刻を争う国際社会の重要な課題です。国際社会では、1992年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、1995年より毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、世界での実効的な温室効果ガス排出削減の実現に向けて、精力的な議論が行われてきました。外務省は、経済産業省、環境省等の関係省庁と協力しながら、この重要分野における国益を増進すべく、交渉に臨んできました。

このような中、2015年12月、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においては、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。この合意により、京都議定書の成立以降長らく我が国が主張してきた「全ての国による取組」が実現しました。我が国は、引き続き、全ての国による実効的な排出削減の実現を目指し、今後も継続する同協定の実施指針策定交渉に積極的に関与し